

おおいた公共施設案内・予約システム利用者登録規約

(目的)

第1条 この規約は、おおいた公共施設案内・予約システム（以下「システム」という。）の利用に関して、利用者の遵守すべき事項を定め、その責任範囲を明確にして円滑な運用を図ることを目的とします。

(登録者)

第2条 本規約を承諾の上、おおいた公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」という。）又はオンライン利用者登録申請（以下「オンライン申請」という。）により申請をした者で、大分市長、別府市長、佐伯市長、臼杵市長、津久見市長、竹田市長、豊後大野市長、由布市長又は日出町長（以下「市長等」という。）が認めた者をシステム利用登録者（以下「登録者」という。）とします。

2 市長等は、登録申請に虚偽の記載があると認められる場合は、登録を認めないことがあります。

3 登録申請者（団体の場合は、担当者）は、本人確認できる運転免許証等を提示して市長等に申請しなければなりません。なお、オンライン申請の場合は、市長等が指定するオンライン本人確認申請システムを通じて本人確認を行うこともできます。

4 利用者登録を二重に登録することはできません。

(登録期間)

第3条 登録者のシステムへの登録期間は、市長等が登録した日から2年間とします。

(利用者ID及びパスワード)

第4条 市長等は、登録者の利用者IDをシステムに登録します。

2 市長等は、登録申請時に申出のあったパスワードをシステムに登録します。登録者は、パスワードを他人に知られないよう注意して管理しなければなりません。

3 システムの利用に当たり、システムに登録された利用者ID及びパスワードと、利用者が入力した利用者ID及びパスワードの一致により登録者を確認します。

(条例及び規則等の遵守)

第5条 利用申請した施設の使用に当たっては、利用する施設に定められた条例及び規則等に従わなければなりません。

(施設使用料の支払)

第6条 施設使用料は、各施設の指定する納入方法により所定の期日までに支払わなけれ

ばなりません。

2 施設の使用料等が所定の期日までに支払われなかった場合、施設の利用ができないことがあります。

3 口座振替ができなかった場合など、施設の使用料等について所定の期日までに支払が行われなかった場合、納付の確認ができるまでは、システム利用を停止することがあります。

(申請事項の変更)

第7条 登録者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、所定の用紙で遅滞なく市長等に申請しなければなりません。

2 前項の申請に当たり、申請者(団体の場合は、担当者)は、本人確認できる運転免許証等を提示して市長等に申請しなければなりません。

3 第1項の申請の遅れや、申請がなかったために市長等からの通知等が延着し、又は到着しなかった場合は、当初申請のあった登録者の住所等に通常到着すべきときに到着したものとみなします。

4 第1項の規定にかかわらず、連絡先の変更については、システムによる変更が可能です。

(登録廃止又は停止)

第8条 登録者は、登録を廃止しようとするときは、所定の用紙で遅滞なく市長等に申請しなければなりません。

2 登録者が次の各号のいずれかに該当すると市長等が認めたときは、登録者の登録を廃止又は停止します。

(1)虚偽の申請をしたとき。

(2)本規約の規定に違反したとき。

(3)登録申請事項の変更を遅滞する等登録者の責めに帰すべき理由により登録者への通知・連絡が不能となったとき。

(4)登録者が死亡したとき。

(5)システムの運営を故意に妨害又は破壊したとき。

(6)二重登録を行っていたとき。

(7)最終ログインから2年間利用がなかったとき。

(個人情報の管理)

第9条 システムに利用者登録された個人情報は厳重に管理し、漏えい・盗用・改ざん等の防止のため、必要な措置を講じます。また、保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに削除手続を行います。

(個人情報の保有について)

第10条 登録者の氏名、住所等の個人情報については、大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市又は日出町の利用可能な全施設において共有します。

2 既に利用者登録されている方の氏名、住所等の個人情報についても、大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市又は日出町の利用可能な全施設において共有します。

(個人情報の利用又は提供の制限)

第11条 このシステム利用者登録により取得した個人情報は、事務の目的の範囲を超えて、利用を行うことはありません。また、「個人情報の保護に関する法律」で定める一定の場合を除き、個人情報を他者に提供することはありません。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、システムの登録及び利用について必要な事項は、市長等が別に定めます。

大分市公共施設案内・予約システム使用料口座振替約定

(ゆうちょ銀行を除く)

1. 振替納付日は、末日振替（振込日が金融機関の休業日のときは、その翌営業日）としてください。
2. 私が納付すべき施設使用料について、貴店に納付書等が送付されたときは、私に通知することなく納付書等に記載された金額を指定された預金口座から払出し、大分市の振替口座に振り込んでください。
3. 預金の払出し手続きについては、小切手の振出し又は預金払戻請求書の提出はいたしません。
4. 預金口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、納付書等を返却されても異議ありません。
5. この口座振替契約に貴店が必要と認めた場合は、私は通知することなく、解約されても異議ありません。
6. 口座振替された施設使用料等の領収書等の発行は、必要としません。
7. この口座振替について仮に紛議が生じても、貴店の責によるものを除き、貴店に迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。